

(別紙 1)介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問(介護予防訪問介護相当)サービス利用料及び利用者負担(一ヶ月あたり)利用者負担金は、介護保険関係法令で定める、次の負担割合に応じた額を負担していただきます。

【保険者が福崎町、市川町、神河町の方】

サービス区分		対象	介護報酬額 (基本利用料)	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問型サービス費Ⅰ(週 1 回程度)		要支援 1、2 事業対象者	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円
訪問型サービス費Ⅱ(週 2 回程度)		要支援 1、2 事業対象者	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円
訪問型サービス費Ⅲ(週 2 回を超える)		要支援 1、2 事業対象者	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円
加算	初回加算/月		2,000 円	200 円	400 円	600 円
	介護職員等処遇改善加算Ⅱロ：一ヶ月の利用単位数の 26.6%加算					

※所定単位数・・・基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数

その他利用者負担額

- ①通常の事業の実施地域を越えて事業を行う時は、利用者に 1kmあたり 20 円の交通費をご負担いただきます。
- ②買い物・薬の受け取り等で出かける場合、片道 5km以上は交通費として、1kmあたり 20 円の交通費をご負担いただきます。

(別紙 1)介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問(介護予防訪問介護相当)サービス利用料及び利用者負担(一ヶ月あたり)利用者負担金は、介護保険関係法令で定める、次の負担割合に応じた額を負担していただきます。

【保険者が姫路市の方】

※地区別単価(1 単位あたり金額加算 7 級地、10.21)を含んだ金額を表示しています。

サービス区分		対象	介護報酬額 (基本利用料)	利用者負担額		
				1 割負担	2 割負担	3 割負担
訪問型サービス費Ⅰ(週 1 回程度)		要支援 1、2 事業対象者	12,006 円	1,201 円	2,402 円	3,602 円
訪問型サービス費Ⅱ(週 2 回程度)		要支援 1、2 事業対象者	23,983 円	2,399 円	4,797 円	7,195 円
訪問型サービス費Ⅲ(週 2 回を超える)		要支援 1、2 事業対象者	38,052 円	3,806 円	7,611 円	11,416 円
加算	初回加算/月		2,042 円	205 円	409 円	613 円
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ：一ヶ月の利用単位数の 22.4%加算					

※所定単位数・・・基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数

その他利用者負担額

- ①通常の事業の実施地域を越えて事業を行う時は、利用者に 1kmあたり 20 円の交通費をご負担いただきます。
- ②買い物・薬の受け取り等で出かける場合、片道 5km以上は交通費として、1kmあたり 20 円の交通費をご負担いただきます。